

令和8年度 委託 仕様書

1 委 託 名 博物館空氣環境測定・空調設備等保守点檢業務委託

2 施 行 場 所 川越市郭町2丁目30番地1

3 積算原価(月額) 円

4 予定支出額 (月額) 円

5 委託内容

川越市立博物館の空気環境測定を行うとともに、空調設備等の
点検・整備を行い、常に最良の環境となるよう維持管理することを
を目的とする。

委託費内訳書

[illegible]

委託費内訳書 別紙 1

名 称	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1. 吸収式冷温水機保守点検					
①冷房始動時点検	1	回			本体、各センサー、燃焼装置点検ほか
②冷暖房中時点検	2	回			燃焼状態、配管類、運転データ計測ほか
③暖房始動時点検	1	回			本体、各センサー、燃焼装置点検ほか
④冷却水水処理保守点検	3	回			冷房時 運転状態点検、清掃
⑤冷却水複合水処理剤	1	式			防食防スケール殺藻殺菌剤
⑥冷却水系統簡易薬品洗浄	1	回			薬品洗浄
⑦冷却塔点検	12	回			冷房時の清掃含む
小計 1					
2. 空調機設備点検					
①エアハンドリングユニット	12	回			常設展示室系統 1台 11KW
②エアハンドリングユニット	12	回			ホール・ギャラリー系統 1台 11KW
③パッケージエアコン	12	回			講座室 1台 11KW フィルター清掃込
④パッケージエアコン	12	回			特別展示室 1台 6.6KW フィルター清掃込
⑤パッケージエアコン	12	回			特別収蔵庫 1台 4.63KW フィルター清掃込
⑥加湿器	12	回			7台
⑦ファンコイルユニット	12	回			6台
⑧ビルマルチエアコン	12	回			17台
⑨ルームエアコン	12	回			3台
⑩排煙機	12	回			エンジンモーター両駆動 18.5KW
小計 2					

委託費内訳書 別紙2

名 称	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
3. ポンプ設備点検					
①冷温水ポンプ	12	回			1台
②冷却水ポンプ	7	回			1台
③加圧ポンプユニット	12	回			1台
④排水ポンプ	12	回			2台
小計 3					
4. 自動制御設備点検					
①盤系統	12	回			1面（空調機・パッケージ・冷却塔回り）
②自動制御機器	12	回			サーモ・ダンパーモーター・3方弁
小計 4					
5. 空気環境測定業務					
空気環境測定（7ポイント）	6	回			午前・午後 各1回測定
小計 5					
6. フロン排出抑制法に基づく点検					
①第1種特定製品 簡易点検	4	回			12台
②第1種特定製品 定期点検	1	回			1台（7.5KW以上）
③報告書作成費等	1	式			
小計 6					

博物館空気環境測定・空調設備等保守点検業務委託仕様書

1. 目的

本業務委託は、博物館の空気環境測定を行うとともに、空調設備等の点検・整備を行い、常に最良の環境となるよう維持管理することを目的とする。

2. 委託対象施設

- (1) 名称 川越市立博物館
- (2) 場所 川越市郭町2丁目30番地1

3. 委託期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで（1年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法

月払い

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記入してください。

6. その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

7. 提出書類

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) その他市指定のもの

8. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び本市職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、市に報告しなければならない。

9. 作業内容

別紙のとおり

10. 点検回数

点 検 内 容	令和8年度	令和9年度
吸収式冷温水機保守点検		
① 冷房始動時点検	なし	1回
② 冷暖房中時点検	1回	1回
③ 暖房始動時点検	1回	なし
④ 冷却水水処理保守点検	なし	3回
⑤ 冷却水系統簡易薬品洗浄	なし	1回
⑥ 冷却塔設備点検	6回以上	6回以上
空調機設備点検	月1回	月1回
ポンプ設備点検	1回以上	6回以上
自動制御設備点検	月1回	月1回
空気環境測定（2箇月に1回）	3回	3回
フロン排出抑制法に基づく点検		
① 簡易点検	2回	2回
② 定期点検	なし	1回

11. 報告書の提出

受注者は、各業務の結果について記録するとともに、作業報告については、市の承認を受けた所定の報告書により作業実施後速やかに提出すものとする。

12. 受注者（作業者）の資格

第一種冷媒フロン類取扱技術者の資格を持つ者等、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造及び運転方法について十分な知見を有する者（環境省・経済産業省発行の「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き 第3版（令和3年4月）」による）を配置すること。

13. その他の事項

- （1）受注者は、業務を遂行するに当たり建物・設備・機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は委託側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- （2）受注者は、点検試験に際し設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、正常に使用できるよう点検調整を行うこと。
- （3）受注者は、受託設備に事故等発生の場合は直ちに技術員を派遣し、正常な状態に復すること。
- （4）受注者は、点検業務の実施に当たり、本市職員と十分打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。

- (5) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

○空調設備等保守点検

建築物環境衛生管理基準に従って作業を行うこと。

1. 吸収式冷温水機

- (1) 運転状況チェック
- (2) 各部機能点検
- (3) 燃料装置及び安全保護装置の点検
- (4) 冷却水系統の点検
- (5) 電気系統の点検
- (6) 冷却水水処理保守点検
- (7) 複合型水処理剤の投入（防食、防スケール、防藻、防菌）
- (8) 冷却水系統の簡易薬品洗浄
- (9) その他保守に必要な作業

2. 冷却塔

- (1) 送風機の性能点検
- (2) 補給水用フロート弁の点検
- (3) 内部の清掃・点検
- (4) 外部、基礎等の清掃・点検
- (5) その他必要な保守点検

3. エアハンドリングユニット、パッケージエアコン

- (1) 送風機・Vベルト張力調整
- (2) 送風機清掃・点検
- (3) 潤滑グリースの補給（エアハンドリングユニットのみ）
- (4) 電気機器の点検
- (5) 内部清掃・点検、フィルター清掃・点検
- (6) 加湿器清掃・点検
- (7) 展示室空調吹き出し口の安全点検（各年度1回）（エアハンドリングユニットのみ）
- (8) その他必要な保守点検

4. ファンコイルユニット

- (1) 送風機点検
- (2) 内部点検、フィルター清掃・点検
- (3) その他必要な保守点検

5. ビルマルチエアコン、ルームエアコン

- (1) 送風機点検
- (2) 電気機器の点検
- (3) 内部点検、フィルター清掃・点検
- (4) その他必要な保守点検

6. 排煙機

- (1) ベルト張力調整
- (2) 基礎廻り・金具等の点検
- (3) 内外部、周囲の点検
- (4) 潤滑グリースの補給
- (5) その他必要な保守点検

7. ポンプ設備点検

- (1) 異常音、過熱、振動音等の点検
- (2) 潤滑グリースの補給
- (3) モーターのアンペア等の点検
- (4) グランドパッキンの点検調整
- (5) アンカーボルト等の点検
- (6) ポンプ廻りバルブ及び圧力計等の点検
- (7) その他必要な保守点検

8. 自動制御設備点検

- (1) 盤系統制御確認
- (2) その他必要な保守点検

9. その他保守に必要な作業

○空気環境測定業務

建築物環境衛生管理基準に従って作業を行うこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、2箇月に1回の空気環境測定を行う。

測定箇所は7箇所とし、詳細については本市職員と打合せのうえ決定する。

点検結果は、博物館清掃等業務委託で選任している建築物環境衛生管理技術者に報告し、改善について指示を受けること。

○フロン排出抑制法に基づく点検

平成27年4月1日施行の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に適合するよう、下記の項目について適切な対応を図ること。

- (1) 業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の適切な使用環境の維持
- (2) 簡易点検の実施及び記録簿の作成
- (3) 定期点検（一定規模以上の機器に限る）の実施及び記録簿の作成
- (4) フロン類が漏れた場合の適切な対処（繰り返し充填の禁止）
- (5) 機器の整備に関する記録・保存への協力
- (6) フロン類漏えい量の国への報告（一定量以上の漏えいがあった場合に限る。）
- (7) その他、フロン排出抑制法に適合するために必要なことの実施への協力

空調設備等

項目	設置場所	数量
冷却塔 60 m ³ /h	屋外機置場	1
エアハンドリングユニット		
常設展示室系統 21,400CMH × 80SP × 11KW	地下機械室	1
ホール・ギャラリー系統 17,900CMH × 80SP × 11KW	地下機械室	1
パッケージエアコン		
講座室 11KW	2階機械室	1
特別展示室 6・6KW	地下機械室	1
特別収蔵庫 4・63KW	地下機械室	1
排煙機、エンジン、モーター両駆動 FSMI 47,000CMH × 95SP × 18.5KW	3階機械室	1
ファンコイルユニット		6
ビルマルチエアコン 屋外機		8
屋内機		17
ルームエアコン		3
加湿器 0・35KW		7
ポンプ		
冷温水ポンプ 65φ × 36 m ³ /h × 175kpa × 3.7KW		1
冷却水ポンプ 80φ × 60 m ³ /h × 175kpa × 3.7KW		1
加圧ポンプユニット 20φ × 20ℓ/min × 17mag × 0.3KW		1
排水ポンプ 50φ × 70ℓ/min × 20mag × 0.3KW		2
盤系統		
空調機制御A・B		
パッケージ制御B・C		
冷却塔回り制御		1面
自動制御機器		
挿入形サーモスタット TDK-7		4組
挿入形サーモスタット SWS-20		6組
挿入形ヒューミディスタット DIS-C1070		5組
ダンパーモーター FGKN 500A		2組
電動3方弁 32A WGK-N700A/NVK-M		1組
電動3方弁 50A WGK-N700A/NVK-M		1組
冷水器		1